

第3回高知市公文書管理検討委員会会議 議事録（要約版）

日時	令和4年9月7日（水） 午後1時30分 閉会 午後4時25分
場所	高知市役所たかじょう庁舎3階 会議室
出席者	委員（五十音順） 宇都宮委員長，小谷委員，高木委員，筒井委員，西森委員，依田委員 高知市事務局 文書法制課
傍聴者	なし

1 開会

○ 前回会議時の発言内容の訂正

【小谷委員】

第1回目の会議で高木委員から質問のあった事項に対して、前回会議での回答を訂正させていただきたい。

公文書館の二次選別と公文書管理委員会の判断が異なる場合、前回会議では場合によっては「担当課」の判断によると回答していたが、正しくは、全て公文書管理委員会の判断に従うことになる。

なお、第2回の議事録には注書きで「第3回委員会にて小谷委員から訂正があった。」と記載させていただきたい。

2 議事

(1) 条例案の検討について

【事務局】（配布資料を基に説明）

① 第1条（目的）について

【西森委員】

まず配布資料②の1ページ目の第1条の一番下の下線部分で「職員の資料尊重の意識を醸成し」という言葉を使っているが、ここで「公文書」という言葉を使わず、「資料」にした趣旨を教えていただきたい。なお、個人的にどちらが良いという意見はない。

次に配布資料⑤で答申の骨子案をいただいているが、「公文書の移管・廃棄手続について」と「特定歴史公文書等の利用について」の項目の他に、「特定歴史公文書の保管について」の項目が必要と思われる。なお、「保管」と「保存」どちらの表現が良いかという点については、特に意見はない。

最後に、配布資料⑥について、文書は、最終的に特定歴史公文書等になるものと、そうでないものに区分されるが、前者が条例施行規則で保存・利用等が定められる一方で、後者は同規則の下に位置付けられるガイドライン、文書管理規程でその管理に係る事項等が定められると認識している。そのため、特定歴史公文書等になったものについては、当該ガイドライン、文書管理規

程には服さないという理解で良いか。また、関連して配布資料⑥「条例制定後（案）」の図の記載について、条例から文書管理規程までが全て同じ横幅の網掛けになっているが、対象文書により途中で枝分かれするようなイメージを持ったため、そこが区分された記載のほうが分かりやすいかと思う。

【事務局】

まず、配布資料②の「資料」の表現について、本委員会から出た意見であるため、その妥当性は、今回の会議で検討していただきたい。

次に、配布資料⑤について、あくまで骨子案であるため、今後の議論の内容も踏まえて、最終的な答申案について検討させていただきたい。

配布資料⑥について、特定歴史公文書等になった文書については、ガイドライン、文書管理規程には服さないという理解で良い。また、条例から文書管理規程までの体系の在り方については、今後検討を重ねていく。

なお、本市では、過去に、保存年数の起算が始まって間もない文書については各担当課が執務室で「保管」し、その後総務課に文書を引き継いで「保存」という運用としており、そのため文書管理規程も「保管」と「保存」を分けて定めていたが、現行では「保管」も「保存」も各担当課が行っているため、今後は表現を「保存」に統一する予定である。

【西森委員】

配布資料⑤に出てくる「公文書の保管」も今後「公文書の保存」になるという理解で良いか。

【事務局】

そのとおり。

【高木委員】

配布資料④の条例案第1条について、まず、本委員会から出た意見を反映いただいたことについて、事務局に感謝する。

その上で、同条の内容については、「戦災により（中略）経緯を踏まえ」の「経緯」を「経験」という表現にした方が言葉に重みが出ると感じる。また、「職員の資料尊重の意識を醸成し」という表現について、公文書管理条例であるため「資料尊重」より「公文書管理」という表現の方が適切ではないかと思う。

この2点について、委員の皆さんに意見を伺いたい。

【筒井委員】

条例案第1条について、最初の事務局からの説明で、市の内部から文章が長く、意味が読み取りにくいという意見が出たと話があったが、2つの文章に分けることはできないのか。

【事務局】

目的に係る条文は、1文で記載するのが原則である。

【高木委員】

条例案第1条について、「自由民権運動発祥の地である本市において」の部分は、私の意見で追加していただいたものであるが、その趣旨としては、自由民権運動発祥の地である高知市だからこそ、民主主義の根幹たる公文書管理をしていくべきだというものである。しかし、現在の案で、それを読み取ることは難しいため、第1条が長いという意見が出ているのであれば、この部分を削ってもらって構わない。

【宇都宮委員長】

条例案第1条について、長いという意見が出ていたとしても配布資料②の変更前の案に戻すことはしないほうが良いと思われる。ただし、表現の整理は必要と感じる。

【小谷委員】

条例案第1条の「職員の資料尊重の意識を醸成し」の表現について、「公文書等」には民間の方から寄贈、寄託されたものも含まれるので、その意味で「公文書」と言い切らず、「資料」としたものと理解している。

【高木委員】

「公文書等」であれば「資料」と同意義になると思われる。どちらかと言えば、醸成の対象が管理の意思なのか、保存の意思なのかが問題であり、前者であれば「職員の公文書管理の意識を醸成し」、後者であれば「職員の公文書等（資料）尊重の意識を醸成し」になると考えている。

【筒井委員】

条例案第1条の「職員の資料尊重の意識を醸成し」の表現について、第4条に公文書の管理に関する原則に係る規定があるので、第1条に規定する必要はないのではないか。

【事務局】

前回会議で高知市の書庫の現状を見学していただいたが、その上で職員の文書管理に対する意識の低さについて指摘をいただいた点を踏まえ、新たに第4条として「公文書の管理に関する原則」を明記しつつ、さらに条例全体の目的として第1条に「職員の資料尊重の意識を醸成し」と規定することで、より強固に職員の意識向上を図りたいという意図である。

【高木委員】

事務局の意図は理解したが、その場合、資料継承の重要性と資料管理に対する職員の意識向上という目的が第1条の書き出しにあったほうが良いのではないか。

【事務局】

目的規定の定め方として、条例の最終的な目的は、文章の最後に記載する。

具体的に現在の条例案第1条においては、「この条例は（中略）鑑み」で条例制定の前提となる認識、「公文書等（中略）により」で条例の目的を達成するための手段、「公文書（中略）図り」で条例の直接の目的、「もって（中略）ともに」で条例のより高次の目的、「市の有する（中略）目的とする。」で条例の最終的な目的を示している。

【西森委員】

条例案第1条について、個人的には長いと思わない。むしろ前段はこれくらい重みがあった方が良く、削るのは惜しいと感じる。ただし、意味が読み取りにくいという意見も尊重し、第1条を削る方向で議論するのであれば、第4条が新設されたことで「職員の資料尊重の意識を醸成し」は削っても良いかと思う。

また、「戦災により（中略）踏まえ」の部分について、戦災により文書が焼失したことで非常に惜しい、痛い、辛い経験をしたということは分かるが、これは戦災を受けた全ての都市に言えることであり、この条例を制定する直接的な理由にはならないのかなと感じた。そういう意味で、第1条を削るのであれば、この部分も議論の対象にして良いかと思う。

最後に、「自由民権運動発祥の地」の部分については、高知市特有の点なので残していただきたいと思っている。

【高木委員】

西森委員の意見について、「戦災により（中略）経緯を踏まえ」の部分の削る点に賛同する。

【宇都宮委員長】

西森委員の意見について、「職員の資料尊重の意識を醸成し」の部分の削る点、「自由民権運動発祥の地」の部分を残す点に賛同する。

「戦災により（中略）経緯を踏まえ」の部分については、検討の余地があると考えため意見があればお願いします。

【西森委員】

このまま削ると配布資料②の変更前の案とほとんど変わらない形になるが、皆さんは構わないか。

【宇都宮委員長】

個人的には構わない。

【高木委員】

「公文書等を後世に継承することの重要性」の部分は、残して欲しい。

【宇都宮委員長】

今回の委員会内で条文を整えるのは難しいので、事務局には前述のような意見が出たという点を押さえていただきたい。

次の議題に移らせていただく。

② 第13条（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）について

【筒井委員】

前回の委員会で論点となった配布資料①の2ページ目一番上の「特定歴史公文書の利用制限事由」について、条例案第13条第1項第1号アにおける高知市行政情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第9条第7号の規定について**不必要ではないか**という本委員会で**出された意見**に対し、事務局側は、条例としては現用の情報公開制度との整合性を図る必要があるため規定は残すが、条例の解釈基準において恣意的な運用を避けるために適正な考え方を示していきたいという意見だと認識している。

まず、この解釈基準というのは、配付資料③の内容を言っているという理解で良いか。

また、言葉の確認だが、配布資料①の2ページ目一番上の項、「事務局の考え方」の欄の「条例の解釈基準」と配付資料③のタイトル「高知市公文書等の管理に関する条例の解釈指針（案）」、配付資料⑥上部の高知市公文書等の管理に関する条例から枝分かれする「高知市公文書等の管理に関する条例の解釈指針」と「特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準」のそれぞれの言葉の整理を教えてください。

【事務局】

まず、配付資料③について、今回は案として条例案第13条だけを抜粋したものを配布しているが、実際には全ての条文について解釈・運用の指針を示したものを策定することになる。

また、配布資料⑥の「特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準」については、特定歴史公文書等の利用請求権を認めている自治体が策定しているものである。

【筒井委員】

配布資料③は、配布資料⑥「高知市公文書等の管理に関する条例の解釈指針」に当たるということは理解できた。

前回の委員会でも論点となった利用制限事由については、配布資料⑥の「特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準」で、より整理されるという理解で良いか。

【事務局】

配布資料⑥の「特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準」は、利用請求に対する決定という行政処分に係る審査基準であり、高知市行政手続条例上で定めなければならないとされたものである。

【筒井委員】

質問の意図としては、本委員会と事務局で意見がまとまっていない配布資料①の2ページ目一番上の「特定歴史公文書の利用制限事由」について、事務局がそれにおいて「考え方等を示す」としている「条例の解釈基準」とはどのような内容で、それは配布資料⑥内ではどの表現に該当するのかを確認したかった。

例えば、国立公文書館においては「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（平成23年4月1日館長決定）」があると思うが、これの高知市版を指すという理解で良いか。

【事務局】

先ほど国立公文書館の例で出されたものの高知市版は、「特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準」である。これは、行政処分に係る審査基準で、高知市行政手続条例上で定めなければならないとされたものであり、公表することにもなる。

一方、審査基準を庁内で運用するとき、より詳細な内容について記載されているものは、配布資料⑥中ほどに記載した「公文書管理に関するガイドライン」になる。なお、当該ガイドラインについては、当然、条例に基づき、解釈指針の内容を受けたものである。

【依田委員】

確認だが、配布資料①の2ページ目一番上の項、「事務局の考え方」の欄に「条例の解釈基準」とあるが、これは解釈基準ではなく、「解釈指針」という理解で良いか。

【事務局】

そのとおり。

【依田委員】

これを解釈指針と読むと、条例の解釈の指針を記載するということなので、配布資料⑥の「特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準」と違うことが分かる。利用請求に対する処分に係る審査基準には、条例の解釈のような内容は入らないと思われるからである。

そして、配布資料⑥では条例の下に条例施行規則があり、さらにその下に公文書管理に関するガイドラインがあるが、このガイドラインは、各実施機関の文書管理規程の雛形のようなものであり、現用文書についてのみ記載したものであるため、特定歴史公文書に係る事項は載らないものとする。

そうであるなら特定歴史公文書に関する事項が規定されるのは、「高知市公文書等の管理に関する条例施行規則」と「高知市公文書等の管理に関する条例の解釈指針」、

の利用請求に対する処分に係る審査基準」のみになると思うので、その辺について確認したほうが良いと思われる。

【宇都宮委員長】

「高知市公文書等の管理に関する条例の解釈指針」と「特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準」の違いは何か。

【事務局】

前者は条例全体の解釈・運用について示したものであり、後者は利用請求に対する利用決定（行政処分）に係る内容を定めたものになる。

【宇都宮委員長】

もう少し具体的に違いを教えてください。

【西森委員】

「高知市公文書等の管理に関する条例の解釈指針」は条例の逐条解説で、「特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準」は実務の際のチェックリストのようなイメージと思われる。前者は、根拠規定はないが便宜上策定されるもので、後者は高知市行政手続条例を根拠に策定されるものである。

なお、「特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準」の発行は何十年も先の話になるのではないか。

【小谷委員】

高知県の例だが、令和2年度の完結文書で保存年数1年のものについて、今年の8月に高知県公文書管理委員会に諮問したが、歴史公文書該当になるものがあった。つまり、歴史公文書の利用請求は、何十年も先の話ではなく、条例が施行すれば、直ぐに発生し得ることである。

この点、情報公開条例で非開示になっていた文書が、利用請求（特定歴史公文書等）になった途端に開示されるとなると高知県としても苦しいところである。

【高木委員】

その関係で、筒井委員が話さないといけないと考えておられるのは、条例案第13条に利用制限事由として情報公開条例第9条第7号、つまり、国等との協力関係を著しく損なう情報を非公開とするものを規定するのか、また規定する場合の対応をどうするのかという点かと思う。

規定する場合、「特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準」で、例えば「保存年数が30年を超えた文書は、この限りでない。」と整理し、30年間は情報公開条例と同じように運用するが、保存年数30年を経過したものは、原則公開する方法等が考えられる。確か国はそうのようにしていたと記憶している。

【宇都宮委員長】

「高知市公文書等の管理に関する条例の解釈指針」と「特定歴史公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準」は別物なのか、関連するものなのか。

【事務局】

解釈指針の考え方に基づいて、審査基準を作ることになる。

【宇都宮委員長】

先ほどからの質問は、解釈指針がどのくらい影響があるものなのかを知りたい意図であった。審査基準が実務を行う上でのチェックリストのようなもので、その内容の基となるものが、条例

の解釈指針で、それは条例の内容を最大限解釈して運用のために必要な事項を定めたものだと思うが、解釈にも限界があるので、やはり条例に問題があれば運用にも問題が出るという結論に至った。

そのため、筒井委員と高木委員から提示いただいている条例案第13条に特定歴史公文書の利用制限事由として情報公開条例第9条第7号を規定するかという点に関しては、条例の解釈指針で解決できることには限界があるので、この解釈指針を出すから規定しても良いとは言えないと判断した。

この件について、資料を作成してきたので皆さんに配布する。

(宇都宮委員長から資料配布)

先ほどから議論があるが、現在、事務局から提示されている条例案には、いくつか心配な点が見られる。具体的には、配布した資料に記載した3点だが、これらについては、事務局で点検いただいた上で、他の自治体の例や公的な発表を基に根拠を示していただき、問題がないこと明示いただきたい。その上で示された内容が委員会として納得できるものであれば、当該内容について事務局名で答申に記録することをお願いする。

資料に記載した問題の3点について、簡単に説明させていただく。

第1に、条例案第13条第1項第1号に、情報公開条例第9条第7号を入れる正当性は何か。この点については、①高知市の情報公開条例の規定は、他市の例と比較すると、比較的古い内容のものだと考えられるが、公文書管理条例という新たな条例の制定に当たって、なぜそのような古い内容の規定を入れる必要があるのか、②利用制限事由の規定の仕方として、利用請求を行う市民の立場から、より分かりやすい表現にする必要はないかの2点を含めて教えていただきたい。

第2に、非現用文書の「公開の制限」について現用文書を扱う情報公開条例の「公開の制限」に準拠することについて問題はないか。また、古い内容の情報公開条例に準拠することに問題はないか。この点については、①情報公開条例（現用対象）と同じ制限を非現用のものにそのまま適用しても良いのか、公開の方向性から逆行するのではないか、②情報公開条例と連動させた表記が必要な理由の2点を含めて事務局の考え方を教えていただきたい。

第3に、条例案第13条第1項第1号に、情報公開条例第9条第7号を入れても、市民の「知る権利」を制限することにならない理由は何か。この点については、「知る権利」を制限しないという具体的な事案を示してほしいが、併せて条例案第13条第1項第1号において情報公開条例第9条第7号が適用される場合における申請から公開までの手順を示していただきたい。これは、事務職員の作業量が膨大になることを危惧してのことであり、作業量過多のため公開までの時間が長期に渡ること等によって「知る権利」に影響を与えることが心配されるが、そのような問題がない点にも言及いただきたい。

これらの内容について、パブリックコメントの回答と同じ時期に回答いただきたいと個人的に考えている。この点について何か意見はあるか。

【小谷委員】

事務職員の作業について、過去の文書には、個人情報保護という概念がない時代のものも含まれるため、それらについて個人情報を黒塗りする作業を行う際に大変だった事例がある。

【宇都宮委員長】

情報公開条例では、公開制限事由として個人情報の保護だけでなく、意思決定過程に関する事

項等が定められているが、情報を公開するに当たり、一定の年数が過ぎた文書に対して名前や住所を消す以外の作業をやらなければいけないとすれば、文書量が年々増えていくことを考えても、その作業量が膨大になることが予想される。

一方、当該作業に対して、市役所としてそれほど人数をかけられないことも予想できるため、そのことが原因で利用請求に対して長期間公開されないという問題が起こるのではないかと危惧している。

【筒井委員】

大分県の現場での経験について、高木委員に伺いたい。

【高木委員】

大分県公文書館の場合は、保存年数が30年未満の文書は全て非公開、30年経過したのものは原則公開としていたが、それは条例に基づくわけではなく、行政サービスとして行っていた。

その中でも個人情報に関するものは非公開だったので、個人情報を消す作業は行ったが、個人情報とはあくまで個人が特定されるものであるため、住所の表記であっても単に市名の表記程度であれば公開できるし、加えて年数の経過で公開制限も解除されていくので、作業としてはそんなに大変でなかったと記憶している。

また、条例案第13条に情報公開条例第9条第7号を規定するか否かについては、規定しないで済むならその方が良いと思っているが、高知市の立場で考えたときに、情報公開条例第9条第7号を規定することで知る権利を制限することになると考えると、情報公開条例を改正する必要性が出てくるのではないかと。そうであるなら、どこまでを求めるかという話ではあるが、例えば、30年とか、ある程度の保存年数が経過した場合は、利用制限事由について判断せずに公開しても良いという趣旨の基準を、条例より下のレベルで定める等、条例案から情報公開条例第9条第7号を削除する以外の選択肢も考えておくべきではないかと。

この点で一つ懸念すべき事項として、良くない事例なので自治体名は伏せるが、行政職員としては、30年間は非公開にできるというルールの方が移管しやすいという声を聞いたことがある。つまり、本来は特定歴史公文書等へ移管できる文書であっても、移管して公開されることを嫌い、現用文書として保存年数の延長を繰り返すという例が起こり得ると思われる。

【依田委員】

情報公開条例第9条第7号の情報に当たり制限される文書とは、具体的にどの程度の文書があり、またどの程度の期間、制限しておくべき情報なのか。

100年以上制限する必要がある情報であれば記載を検討する必要があるかと思うが、仮に数十年制限すれば解除できる情報であれば、記載がなくともその期間は現用として保有すれば済むと考えられなくもない。要するに、今回の条例案に情報公開条例第9条第7号を規定しない場合、一時的に制限が必要な文書については、その期間は現用文書として保有し、制限の必要がなくなれば移管しようと職員は考えるのではないかと。

【西森委員】

私もこの点はすごく議論のあるところだと認識している。

まず、宇都宮委員長から配布された資料の記述について、「条例案第12条」が現行の条例案における「第13条」であることを確認しておく。

その上で、依田委員から指摘のあったとおり、私も具体的に何を想定したらいいのかイメージ

できずにいる。

また、今まで国との協力関係を理由に情報公開条例で公開されなかったものが、公文書管理条例で公開されることについて高知市側が怖がっているように見える。同じ基準だったら、名前が変わろうが性質が変わろうが、見れないものは見れないと整合させた方がやりやすいことは理解できるが、ただやりやすいだけでそれが適切かどうかはまた別の問題である。情報公開条例を改正するというのも本質的な議論としては十分あり得る話だと思うが、仮に情報公開条例の改正（第9条第7号の削除）をせず、公文書管理条例について情報公開条例第9条第7号に係る制限事由を規定しなかった場合、高知市としては特定歴史公文書等になったときに、今までの発想と変えて情報公開条例第9条第7号に該当していた文書も公開する可能性があるということか。

【事務局】

そうなった場合は、公開する場合もある。

【西森委員】

そこに職員のマインドがついていけるかの問題については、ガイドラインや審査基準があれば、チェックリストで事務は進むので実務上は納得できるというイメージで良いか。

【事務局】

そのイメージで良い。

【西森委員】

最後に、依田委員の指摘どおり、情報公開条例第9条第7号「国（中略）との協力関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの」に関する文書は、高知市にどの程度あるのか。

委員長が仰るように、情報公開を進めようとする立場からすると、この第7号は壁であり、これがなくなることで利用請求が増える可能性は十分あると思われるが、具体的にどのような文書が想定されるのか。

【宇都宮委員長】

京都市から聞いた話では、例えば50年単位の大きなプロジェクトがあった場合、その中の最初の10年部分の計画が終わったが、全体のプロジェクトは継続中なので、その段階で公開できない文書が出てくる可能性があるとのことだった。ただし、京都市は、「国（中略）との協力関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの」という定めがないため、もしそのような事案があったとき、その他の条文で対応している。これらの条文を丁寧に規定して公開の制限をしている。

この点に関して、公文書管理条例で情報公開条例を引用することについて、他の自治体でも例はあるので一つの方法としてはあるかと思うが、それは妥協案であって、なぜそこまで情報公開条例に従う必要があるのかと疑問に思う。

情報公開条例でそのように規定しているから公文書管理条例でもそうするという理由だけでは、情報公開条例は現用文書、公文書管理条例は非現用文書を対象とした別物のため、なぜ同じように扱うのかと聞かれた場合、返答に困る。その問いに答える根拠と理由を事務局に明示してほしい。これは先ほど配布した資料の第2に記載した内容である。

【西森委員】

理屈では、規定の内容を合わせた方が行政はやりやすいのだろうと率直に思う。

一方、心情では、前々から情報公開条例第9条第7号についてナンセンスだと思っていた。それは、行政機関同士で協力関係を損なうということが理論上起こり得ると考えにくいからである。そういう意味で情報公開条例が古いというのは、指摘どおりだと思う。

ただし、情報公開条例の改正は、別部署での検討が必要な内容であるため、そうすると今回は新たな歴史公文書というものを想定しての条例制定であるため、協力関係を損なうという観念的なものはあり得るのかを十分に考えた上で、情報公開条例とは整合しなくなるが、こちらについては合理的に排除するというやり方も適切な方法の一つだと思う。

【小谷委員】

高知県の条例にも情報公開条例第7号と同じ内容の規定がある。私は、情報公開、個人情報保護に係る条例も所管しているが、この内容に該当するという理由で非開示にした経験はなかったと記憶している。ただし、国が大規模プロジェクトを考えており、これを直ぐに公開されると周りへの影響が大きいので一定期間は公開しない場合は想定される。そのため、現用文書については、この第7号のような規定が有効だと考える。

また、高知市の条例は第13条第2項に「時の経過」に関する規定もあるので、これがどの程度作用するかも論点になるかもしれない。

【筒井委員】

内容について整理、検討が必要という意見には、もちろん賛同するが、スケジュール感についても確認しておきたい。パブリックコメントや答申、条例議案の議会提出の時期について、この委員会の回数の想定も含めて、改めて教えていただきたい。

【事務局】

まず、10月11日から1か月間、市民に対して条例案を提示し、意見をいただくパブリックコメントを行う予定である。

次に、12月上旬から中旬を目処に、パブリックコメントの結果に関して第4回の公文書管理検討委員会を行う予定である。

その後、年明けに答申書を手交し、3月議会で条例案を議会に提出する予定である。

【筒井委員】

現状、条例案第13条については、情報公開条例第9条第7号の規定を含む形でパブリックコメントに出す予定だと認識している。次回の委員会では、本日の委員長からの提起に対する事務局の答えとパブリックコメントの意見があると思うが、そこで本委員会として出した結論が今の事務局の考え方に合致しなくても良いのか。

【事務局】

構わない。

【宇都宮委員長】

条例案第13条から情報公開条例第9条第7号の規定を削除する件について、どうしてそうなったのかという想定される質問に対して答えられるようにしたい。

どうしてその規定があるのかについて、事務局が根拠を示し、私自身が納得できる理由があるなら、それで構わない。ただし、根拠が示されていない今の状態では納得できないので、答申は出せない。

【西森委員】

情報公開条例第9条第7号の規定を含む条例案をパブリックコメントに出して、特に意見が出なかった場合、その後、この部分を修正するのは出来ないと思われる。そうすると、委員会としてもここについて議論することはなくなるのではないか。

【宇都宮委員長】

パブリックコメントはどのような位置づけなのか。

【事務局】

市民から広く意見をいただく目的で行うものであり、パブリックコメントに出したからと言って、その後、条例案が変更できないというわけではない。

ただし、変更した場合は、変更後の条例案について別途パブリックコメントを行う等の対応が必要になる可能性が高い。

【西森委員】

パブリックコメント後に案を変更することになれば、私は、変更後の条例案について別途パブリックコメントが必要という立場を採る。

確認だが、解釈指針策定のために別の委員会が設置されると思われるが、解釈指針の内容については、当該委員会で再度議論されるという理解で良いか。

【事務局】

そのとおり。

【西森委員】

情報公開条例第9条第7号については、その委員会において、本当に権力関係に具体的な影響を与える場合があるのか等、より具体的で、慎重な検討を行い、事実上、同号に関する規定を発動しにくい解釈指針を作るとというのが、一つの選択肢としてあるかと思う。

情報公開条例第9条第7号の規定の内容というのは、当事者が公開しないという約束をしたから出さないというもので、具体的な危険性について書かれているわけではない。そういう意味では、かなり限定的に運用していくものだと思う。条例に残るのであれば、そこを解釈指針に書くべきかと思う。

【依田委員】

話が変わるが、条例案の第3章「特定歴史公文書等の保存、利用等」については、附則で「別に規則で定める日」から施行することとしており、特定歴史公文書の施行日が何年先になるのか分からない。仮に10年先だとすると、今回、現用文書について条例、公文書管理規程等を制定し、令和6年4月から施行して対象文書を特定歴史公文書等として移管したとしても、それが10年間利用できないことになる。つまり、今議論している利用請求もずっとできないままになってしまう。現用文書で公開されていたものが移管されて特定歴史公文書等になった場合、その10年間は公開されなくなるという状況について、大変心配している。

【事務局】

条例案の附則「別に規則で定める日」については、特定歴史公文書等が利用できない期間を極力短くする方向で考えている。

また、運用で現用文書の保存年限を延長し、移管を止めておくという方法も考えられる。

【宇都宮委員長】

現在の条例案をパブリックコメントに出しても良いかという点について結論が出ていないが、どうするか。パブリックコメントの日付については確定したものなのか。

【事務局】

パブリックコメントについて広報紙「あかるいまち」で周知するが、広報紙作成のスケジュールもあり、日付は10月11日で決まっている。

パブリックコメントの日程について調整できるか確認するようにする。

【宇都宮委員長】

なお、パブリックコメントで意見が出なかったからといって、本日、配布した資料の点検は必要である。

他に聞いておきたいことはないか。

【西森委員】

委員が5名となっているが、個人的には少ないと感じる。

高知県も5名で運用しているので、それで足りるかについて高知県の現状を伺いたい。

【小谷委員】

大変だが5名で足りていると個人的には思っている。実際に委員をやっていただいている依田委員の意見を伺いたい。

【依田委員】

高知県での5名の内訳については、歴史公文書か否かを見る役割の委員が2名、審査請求に対応する役割の委員が2名、あとは委員長1名との考えだが、これで最低限は回しているという感じである。一人一人の作業量は結構大変だと思う。

また、今回提示された条例案について、今日話したこと以外にも質問や意見があった場合は、メールで連絡すれば良いか。

【事務局】

お願いします。

【高木委員】

意見が出た場合、パブリックコメント前にもう一度委員で話し合いがあったほうが良いと思う。集まれと言われれば、いつでも参加する。